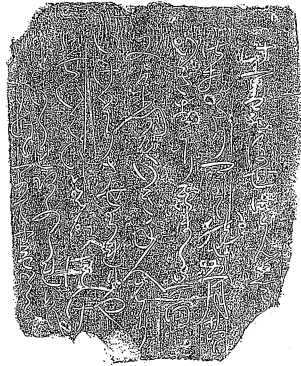


若越郷土研究

40の2

文字瓦と石山合戦

小泉 義博



文字瓦の拓本
(武生市教育委員会文化振興課 提供)

ので、以下にその根拠などを示してみたいと思ふ。

二

天正八年(一五八〇)という年は、いわゆる石山合戦の最末期に当たっている。この年間三月まで、顕如光佐は石山本願寺に籠城して織田信長との徹底抗戦を叫び、諸国門徒を糾合して抵抗を繰り広げていたのであった。

しかし信長が着々と勢力を拡大するに伴って本願寺は次第に窮地に迫られ、ついに同年閏三月五日、年寄衆三人(下間仲之・同頼龍・同頼廉)が連署して和議の誓紙を作成するに至り、顕如は四月九日に石山を退去して、翌十日に紀伊雑賀に到着したのであった。

一
武生市五分市町ごぶいちの通称「小丸城」遺跡から出土した丸瓦(以下では「文字瓦」と呼ぶ)には、次のような文字が刻み込まれている。此書物、後世ニ御らんしら、御物かたり可有候。然者五月廿四日、いきおこり、其ま、前田又左衛門尉殿、いき千人はかり、いけとりさせられ候也。御せいはいハ、はつつけ、かまニいられ、あふられ候哉。如此候。一ふて書と、め候。

「小丸城」遺跡の北西の櫓を破壊して、工場用地造成のための土砂を採取していた際に発見された瓦破片のうちのもので、出土地点やその状況などから考えて、後世の偽造物と考えるには及ばないであろう。文面には、「五月廿四日」に一揆が蜂起したこと、「前田又左衛門尉殿」に前田利家が彼らに厳しく成敗を加えたことなど、一揆弾圧に関する迫真の表現が見えていて、各方面から注目を浴びてきたものである。しかしあいにくと、その一揆が何年のことであったかが特定できなかつたために、利用には若干の躊躇も残っていたのである。幸いにいま、これは天正八年(一五八〇)のものであることが明らかになった

ところが、この顕如の和議・開城の決定に従わない者もいた。その代表が嫡子の教如光寿で、彼はあくまでも信長と抗戦することを唱えて諸国門徒に檄を飛ばしたのである。そのうち越前門徒宛てののを見ても、早いものとしては閏三月二十四日付けのものがあり、雲乗寺・最勝寺・受誓寺・北四ツ居道場などに宛てて、「当寺信長と一和之儀、已相調候。さ候へハ彼方表裏眼前候。就其、予

当寺可相拘おもひたち候」と述べている。次いで五月卅日に至っては広善寺に宛てて、「今度当寺すてに可相果処に、予以覚悟、無異儀相踏候。…(中略)…此刻諸国門徒之輩、予一味同心に当寺あひつゝ、き候やうに馳走候ハ、…聖人へ報謝併可為満足候」と呼び掛け、これと同内容で最も遅いものが、七月二日付けのもの(宛所が切断されていて不詳であるが、越前三十人衆または願慶寺に関わる個人宛てのものである)である。

三

このように教如が、突如として籠城の断固継続を唱えたことから、籠城戦はさらに七月までの四ヶ月間延長されることとなるのであるが、しかし所詮、信長軍有利の大勢を覆すまでには至らず、八月二日に至ってついに教如も退去せざるを得なくなり、翌三日に雑賀に到着したのであった。

かくして、石山合戦最末期に突発した教如籠城という事態によって、その後の本願寺教団内には、顕如に従った退城派(和議派、のちの西派)と、教如に従った籠城継続派(主戦派、のちの東派)との二派が生じてしまった。そしてその二派が、これ以後の信長・秀

吉・家康という政治権力者の変動にともなつて、教団内にさまざまな波紋を呼び起こすこととなるのである。

三

さて、教如の呼びかけに応じた越前の門徒衆には、どのような者がいたであろうか。かつて筆者が行った検討によれば、末応寺(のちの浄応寺)教永や広善寺了誓、また最勝寺専了とこれに従う穴馬八ヶ村の門徒達、さらに「越前三十人衆」らが、教如の呼びかけに

応じて石山本願寺へ集結していたことが確認できた。この「越前三十人衆」とは吉崎御坊に属した門徒と考えられ、朝倉義景と本願寺との永祿十年(一五六七)の和陸によって、それまで活動を禁圧されていた吉崎御坊は、一旦は復興に歩み出していたと思われるが、しかし天正三年(一五七五)の織田信長による一向一揆制圧によって、再び破却されたものと推測される。その結果、彼ら三十人衆は

まず加賀金沢御坊へ率々したものとごときであり、さらに天正八年の教如の籠城継続に呼応して、はるか石山へと転戦したものであろう。ところで金沢御坊には、この時点まで一

揆勢が立て籠もっており、越前から侵攻する柴田勝家軍を迎え撃って、しぶとく抵抗を継続していた。信長は和議締結に際して、この

金沢御坊の同時制圧を勝家に指示するとともに、開城した場合には直ちに「矢留」―停戦とするよう命じていたのである。金沢御坊の制圧日時は必ずしも判然としないが、同年末までには実現していたものと思われる。しかしその後、金沢御坊から脱出したわずかの一揆衆は、さらに白山麓の山内庄に移動し、天正十年(一五八二)まで細々ながらも抵抗を継続することとなるようである。

かくのごとくに、白山麓の若干の門徒勢を例外とすれば、石山本願寺と金沢御坊とは天正八年にほぼ同時に信長軍によって制圧されたのであって、これにより一向一揆は完全にこの時点で終息したと言えるのである。

四

ところで、金沢御坊や石山本願寺の籠城戦に、越前から多くの門徒衆が馳せ参じたことが知られるのであってみれば、越前支配を委ねられていた柴田勝家(ただし勝家自身は加賀へ出陣していた)をはじめとする信長配

下の武将たちは、地元に対してどのような対応策を講じていたであろうか。この点を示すものとして、まず次の史料を見てみよう。

以上

其辺一揆於成其催者、急度可有御注進候。

人数遣候て可加成敗候。随而其方門下吉野

村之儀、勝家以一行被申候。猶以忠節仕候

様ニ可被仰付候。恐々謹言。

五月十二日

柴源左

勝定(花押)

折立

称名寺

御同宿中

④

右の折立称名寺(高田派)に宛てられた柴田勝定書状によると、称名寺の近辺にて一向一揆が蜂起する事態が察知されたならば、軍勢を派遣して成敗を加えるから、直ちに注進すること、また称名寺門下の吉野村については勝家の一行によって安堵されたので、忠節を果たすよう命ずべし、と述べられている。年次が記されていないが、これまでの記述を踏まえて考えるならば、天正八年のものとしてまず誤りあるまい。かつてこの称名寺に対しては、天正三年(一五七五)に一向一揆が制圧された際に、近隣の皿谷村・所谷

小泉 文字瓦と石山合戦

村・中村・大谷村・籠谷村・けうし村・山中

村(以上を総称して芦見谷と呼ぶ)の本願寺

門徒たちが、金森長近の指示に基づき、強制的に高田派へ転派させられて配属されるとい

う経緯があった。だから、そうした門徒達が、

再び本願寺のもとに馳せ参ずる可能性は十分に

考えられたのである。そこで右のごとくに

勝定は、彼らの動向を厳しく監視するよう、

称名寺に対して命じたのである。

しかしながら、一揆蜂起を未然に防げなかつた事例も、必ずやあったに相違ない。それを示したものがこそが、冒頭に掲載した文字瓦

の記述だったのでなかろうか。すなわち、

天正八年五月二十四日に「小丸城」から府中

にかけての地域で一揆が蜂起したため、前田

利家が一揆衆千人ばかりを生け捕りし、「は

つつけ」||磔にして槍で突き殺したり、「か

ま二いられ」||焼けた釜で炒り殺したり、「あ

ふふられ候」||火で焙り殺したりした、と

言うのである。ここには、一揆蜂起を察知し

て直ちに鎮圧に乗り出し、見せしめのために

厳罰に処して秩序の維持を図ろうと努める、

前田利家など信長軍の様相が描写されている

のである。

ところで、この文字瓦の製作者を一揆勢の

一味と想定して、ここには恨みが込められて

いるのではないかと、穿った解釈を行う向き

もあるらしい。しかしこうした解釈には困難

な点多すぎる。と言うのは、もしその文字

が丸瓦の裏面に密やかに刻み込まれていたの

であれば、かかる可能性もあながちないとは

言えないが、実際には表側に堂々と誇らしげ

に記されているからである。加えて、その文

字を作事担当が見逃したという幸運にも助

けられねばならない。我々は歴史を理解する

に当たり、こうした偶然性を前提として考え

ることは厳に慎むべきことであろう。

五

最後に本稿の論点をまとめておきたい。

石山合戦最末期の天正八年(一五八〇)閏

三月、顕如は織田信長との間で和議を締結し

て、四月九日に石山を退去する。ところがそ

の嫡子教如は、あくまでも信長と徹底抗戦す

ることを唱えて諸国門徒に檄を飛ばし、七月

まで籠城戦を継続したのであった。しかしな

がら所詮、衆寡敵せず、八月二日にはついに

退去を余儀なくされるのである。

この間に教如が発した越前門徒宛ての檄を見てみると、早いもので閏三月二十四日付けがあり、次いで五月卅日には表現の異なる檄が作成され、そして最も遅いものとして七月二日付けのものが確認される。また、これに応じて石山に馳せ参じた門徒衆としては、末応寺（のちの浄応寺）教永・広善寺了誓、最勝寺専了と穴馬八ヶ同行中、そして越前三十人衆が知られ、彼らは信長勢の監視をくぐり抜けて蜂起したのである。

しかしながら、不運にも察知されて捕縛・処刑される者もいた。その状況を迫真の表現で示したものが「文字瓦」なのであって、天正八年五月二十四日に府中近辺の一揆衆が蜂起したので、前田利家勢は千人余りを捕らえ、磔・釜炒り・火焙りなどの処罰を加えたと記されているのである。無論これは、利家勢が凱歌を奏するために刻み込んだものとすべきである。

注

① 「文字瓦」（武生市味真野史蹟保存会所有）

武生市教育委員会特別展目録『越前府中をめぐる戦国武将展』写真版、一九八一年。なおこの他に文字瓦はもう一点あって、それには「□、人夫、ひろせ・池上」と刻み込まれている。

② 文字瓦の真贋に関しては、駒井綱之助氏「一向一揆と一夜城の文字瓦」（『歴史読本』一九七六年八月号）の偽物説と、杉浦茂氏「一向一揆文字瓦について―駒井氏への反論―」（『月刊考古学ジャーナル』第一五五号、一九七八年十一月）の実物説がある。偽物説提唱の根底には、年次比定の不確実感があるように思われ、本論のごとくに推測すれば、それは一氣に解消する。

③ 井上鏡夫氏「一向一揆の研究」第七章四節（吉川弘文館、一九六八年）では、天正四年のものとして推測しておられるが、論拠は必ずしも示されていない。

④ 本願寺史料研究所編纂『本願寺史』第一巻第八章（浄土真宗本願寺派宗務所、一九六一年）。拙稿「教如籠城と越前一向衆」（福井県立武生高等学校『武高評論』第一五号、一九八四年）。なお教如の籠城継続が父子密約に基づくとの説には、無理な点があつて成立し難い。詳細は柏原祐泉氏「本願寺教団の東西分裂―教如教団の形成について―」（『大谷大学研究年報』第一八集、一九六五年）。

⑤ 教如は同年閏三月五日の書状では、「今の折ふし、爰元城々あひかへ候。悦入候。まことに当寺つ、き候事も、各懇志ゆへ候」（『福田

寺文書』第一号）『福井県史』資料編四・中近世二」と述べていて、籠城継続の意思を全く表明していないので、これ以後の時点で彼は主戦派に同調するようになったことが知られる。

⑥ 「雲乗寺文書」第一号（『福井県史』資料編七・中近世五）、「最勝寺文書」第四号（『福井県史』資料編七・中近世五）。なお「受誓寺文書」・「北四ツ居道場文書」は、ともに「越前若狭一向一揆関係資料集」による。

⑦ 「広善寺文書」（『福井県史』資料編・中世史料補遺―『福井県史研究』第一〇号、一九九一年）。

⑧ 「願慶寺文書」第七号（『福井県史』資料編四・中近世二）。

⑨ 「浄応寺文書」浄応寺縁起（『越前若狭一向一揆関係資料集』）。

⑩ 「広善寺文書」広善寺略縁起（『越前若狭一向一揆関係資料集』）。

⑪ 「最勝寺文書」第一四号、最勝寺由緒書（『大野市史』社寺文書編）。

⑫ 「願慶寺文書」第二一七号。

⑬ 井上氏「一向一揆の研究」第七章四節。

⑭ 「稱名寺文書」第二二号（『福井県史』資料編七・中近世五）。

⑮ 「稱名寺文書」第七一八号。井上氏「一向一揆の研究」第七章四節。拙稿「越前一向一揆の展開」（『歴史評論』第三五六号、一九七九年）。